

遺伝子組換え実験の申請方法について

様式のダウンロード

1. 福井大学医学部ホームページより、右側最下段の「学生・職員用情報」をクリックします。
2. 職員用情報の「研究に関する情報」をクリックします。
3. 研究情報ホームページが開くので、左欄の「遺伝子組換え実験」をクリックします。
4. 「遺伝子組換え実験関係書類(青文字)」をクリックし、
 - 様式 2 記入例（機関承認実験）又は
 - 様式 2 記入例（機関届出実験）
 - 様式 4 遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置一覧表
 - 様式 5 実験従事者届出書
 - 様式 10 遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供届出書

をダウンロードします。様式 10 は遺伝子組換え生物（下記〈参考〉も参照）を譲受して使用する場合のみ提出が必要となります。

様式 2 については、記入例がありますのでこれを参考にして記入してください。様式 4, 5, 10 については、記入例が必要な場合は、松岡キャンパス総務室研究協力係（松岡・内線 2024）までお問合せください。

書類の作成と提出について

1. 申請書等の記入にあたっては、関係法令や学内規程を参照してください。関係法令等は「研究情報ホームページ」の「遺伝子組換え実験」のページに掲載されています。
2. 様式 2 の記入例の赤文字の部分をもとの情報に直して記入し、届出・承認書類を作成します。
3. 安全主任者（ライフサイエンス支援センター・小泉准教授）へ下書きを送付してチェックを依頼します。（送付先アドレス：tkoizumi@u-fukui.ac.jp）
4. チェック後、修正し、問題がなければ、押印の上、松岡キャンパス総務室研究協力係に提出してください。
5. 届出実験は受理された段階で実験が可能ですが、承認実験は承認審査を経て、承認書が交付されてから実験開始となります。

遺伝子組換え生物の譲渡と譲受について

遺伝子組換え生物の譲渡を行なう場合には、相手先への情報提供の他に、提供したことを示す記録が必要です。様式10に記載して提出しておくこと、記録の遺失による不利益を免れますので、面倒ですが、提出しておく方が安全です。

また、譲受の場合にも相手先からの情報を各自ノートして保存する必要があります。この場合も事務に届け出ておくことで遺失の不利益を避けることができます。様式10に記入して届け出ることをお忘れなく。

別の研究機関ですが譲渡や譲受の記録が遺失したことを文部科学省に問われた例もありますので注意して下さい。

<参考>

遺伝子組換え生物とは、遺伝子組換え技術により作成した遺伝子組換え大腸菌、ウイルス、動物など、自立的な増殖をする生物のことです。ウイルスを生物とみなすことがカルタヘナ条約の特徴です。

従って、組換えプラスミド DNA やウイルス DNA、組換え動物 DNA などの物質は組換え生物ではありませんので、この取扱いをする実験は法の範囲に入りません。

但し、組換えプラスミドを大腸菌や細胞に感染して組換え大腸菌や組換えウイルスを生じさせる実験は法の対象実験になります。

しかし、組換えプラスミドを細胞にトランスフェクションし、細胞の状態を観察する場合は、その細胞は生物ではありませんから、この法の対象ではありません。

組換えウイルスを細胞や動物に感染させた場合には、そのウイルスが存在する限りは組換え生物として取り扱います。PCR などでウイルス由来の核酸が検出されなくなることが確認できれば、組換え生物ではなくなります。

また、組換えプラスミド DNA をトランスフェクトした細胞を動物に移植（接種）する実験は組換え体を持つ動物であり、それは組換え生物となるので法の対象実験になります。

組換え動物から採取した組織は、通常では、生物として見做しませんが、その組織に組換えウイルスが存在する場合は、組換え実験の対象になりますので、注意して下さい。